

つくば市低炭素ガイドラインに基づく戸建住宅以外の建物認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく、市が推奨する低炭素対策を行った市内の戸建住宅以外の建物に対して、ガイドラインに基づく先進的な低炭素建物であることの認定（以下「戸建住宅以外認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

(戸建住宅以外認定の基準)

第3条 戸建住宅以外認定基準（以下「認定基準」という。）は、ガイドラインによるものとする。

(戸建住宅以外認定)

第4条 戸建住宅以外認定を受けようとする者は、つくば SMILe マンション認定申請書（様式第1号）または、つくば環境 SMILe ビル認定申請書（様式第2号）に、次の各号に掲げるレベルの区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) レベル1 BELS 評価書、つくば環境スタイルサポーターズ会員証及び建築確認済証それぞれの写し

(2) レベル2 及びレベル3 BELS 評価書、つくば環境スタイルサポーターズ会員証、建築確認済証、再生可能エネルギー、HEMS を確認できるカタログ等及び節電が確認できる書類それぞれの写し

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査する。

3 審査の結果、当該申請に係る建物が認定基準に適合しているときは、市長は認定の決定を行い、申請者につくば SMILe（マンション・ビル）認定証（様式第3号）を交付するものとする。

4 審査の結果、認定基準に適合していないときは、市長は不認定の決定を行い、申請者につくば SMILe（マンション・ビル）不認定通知書（様式第4号）にて通知するものとする。

（戸建住宅以外認定証の活用）

第5条 戸建住宅以外認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、戸建住宅以外認定を受けた建物について、当該建物が、市が推奨する低炭素建物であることを PR することができる。

（申請内容の変更）

第6条 認定者は、レベル基準に係わる変更があったときは、交付済み認定証と変更がわかる確認書類を添えて、つくば SMILe マンション認定に係る変更申請書（様式第5号）または、つくば SMILe ビル認定に係る変更申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を確認する。

3 確認の結果、変更が認められるときは、市長は変更認定の決定を行い、当該申請をした者に対し、つくば SMILe（マンション・ビル）認定に係る変更決定通知書（様式第7号）にて通知するものとする。

（戸建住宅以外の実績報告）

第7条 レベル3の認定を受けた者は、事業完了後、次に掲げる書類を付して、つくば SMILe マンション実績報告書（様式第8号）または、つくば SMILe ビル実績報告書（様式第9号）に記入し、市長に報告するものとする。

(1) エネルギーモニタリングの記録・選択項目に係る認定書等

（認定の取消し）

第8条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、戸建住宅以外認定を取り消すことができる。

(1) 認定者から戸建住宅以外認定の取消しの申し入れがあったとき。

(2) 虚偽の申請その他戸建住宅以外認定を取り消すべき事由が生じたとき。

附 則

この要項は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。